

# 令和6年5月 農業委員会総会

令和6年5月10日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後5時00分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 1番 | 宮田 | 早苗 | 5番 | 石渡 | 潤一 |
| 2番 | 京増 | 孝一 | 6番 | 相京 | 文夫 |
| 3番 | 飯田 | 隆男 | 7番 | 木我 | 恭子 |
| 4番 | 綿貫 | 清  | 8番 | 石橋 | 義弘 |

### <農地利用最適化推進委員>

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 竹尾 | 謙一 | 小坂 | 和男 |
| 斉藤 | 孝壹 | 大塚 | 浩  |
| 篠原 | 庄一 | 小島 | 儀彦 |

## 2. 欠席者（農業委員）

なし

## 3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

## 4. 議題 第1号議案 農地法5条許可申請について（1件）

## 5. 専決処理報告 農地法第4条の届出について（1件） 農地法第5条の届出について（1件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年5月10日（金）

古川事務局長 ただいまから令和6年5月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もお忙しい中お集まりいただきご苦労様です。私は先月の総会に体調不良で欠席させていただきましたが大分回復しました。本日は転用の案件がありますので慎重審議よろしくをお願いします。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7番 木我恭子委員、8番 石橋義弘委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案1件、専決処理その他となりますので、よろしくをお願いします。

相京議長 はじめに、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は広島市に住所を有する法人、譲渡人は上岩橋在住者3名です。申請地は、上岩橋の農地4筆で、地目は畑、面積は合計で1,009㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用に

については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和6年6月1日着工予定、令和6年6月30日完了予定です。位置については2ページの位置図、3ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については4ページをご覧ください。事業計画については、5, 6ページをご覧ください。土地の造成については、軽く整地するのみで切土・盛土は行わず、パネルの杭については地面に直接打ち込み設置するとのことです。土地選定理由は、日照時間が長く太陽光発電を行うのに適していること、地権者との合意に至ったことから選定したとのことです。用水については使用しません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、工事中は通行人の妨げにならないように安全管理を徹底し、工事後は施設管理を徹底するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、パネルの設置による日照・通風への影響はなく、万一支障を生じた場合は設置者の責任で解決するとのことです。なお、現地確認については、本申請地は既に太陽光発電設備が設置された許可済地の隣接地のため省略し、カラーコピーの写真を皆様のお手元に配布しておりますので、ご確認いただければと思います。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については京増委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 本申請地は以前総会時に太陽光発電施設の転用案件で現地確認した場所に隣接しており、正面道路から細い道路に入って一番奥の場所になります。本申請の譲渡人の〇〇〇〇さんが元気な頃は耕作はしていなかったものの草刈だけは行っていたようです。最近は高齢となったこともあり草刈もしていないようで荒廃しています。周囲も太陽光発電用のパネルが複数設置されており、本申請もやむを得ないと思います。ただ本申請地の隣接地の上岩橋〇〇〇〇〇〇の畑について、事業計画書では地権者から承諾を得たとのこと

ですが、周囲を太陽光発電施設に囲まれこの地番だけ残ってしまい、今後どうするのか気になりました。

相 京 議 長 続いて、申請人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○と申します。よろしくお願  
いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法第5条の許可申請について審議しているところ  
ですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 人 私どもはカーボンニュートラルを目指し再生可能エネルギーの普及を図って  
いる会社です。休耕地・山林・原野等、管理しきれない土地を探して地権者  
の意向を確認し、太陽光パネル設置用に提供いただいております。本申請に  
おいてはこちらの土地の地権者にアプローチをかけ、契約内容について合意  
に至ったことから、農地転用5条許可申請に至ったという経緯になります。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑  
を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 事業計画書では隣接農地所有者への説明については自治会長へ訪問したと  
記載されております。どなたに説明しましたか。

申 請 人 自治会長への説明に関しては、○○○○様に説明後、署名いただいた記録が  
残っています。

京 増 農 業 委 員 自治会長からこちらの方に説明したかの確認はしていますか。

申 請 人 私が直接対応していないので詳しいことは把握していませんが、確認しているはずです。

京 増 農 業 委 員 本申請地の隣接地の上岩橋〇〇〇〇〇〇〇は4名の共有となっています。遠方に住んでいる方だと思いますが住まいはどちらですか。

申 請 人 4名の内訳は〇〇〇在住3名・〇〇〇在住1名となっています。

京 増 農 業 委 員 自治会長から説明いただく、との記載のみでいつ説明し了承されたとの記載がありません。自治会長から遠方在住のこの4名に説明することは可能なのですか。

竹 尾 推 進 委 員 こちらで気にしているのは、上岩橋〇〇〇〇〇〇〇の周りが囲まれて当該地に入れなくなるとこの農地の所有者が困るのではないかと、そのことに関して所有者にいつ、誰が意見を聞き、どのような意見を得たのか、ということです。

申 請 人 自治会長への説明と併せて、会社の方でも電話等の方法で地権者に直接コンタクトを取り説明し、同意いただいていると思いましたが確認します。

相 京 会 長 了承済みであることを示す書面はありますか。

申 請 人 事務指針上求められていないため書面はありませんが、確実に直接コンタクトをとり同意いただいているはずです。

相 京 会 長 了解しました。では、いつ、誰に、どのような方法で説明を行い、どのような意見を得たのかについては一旦保留とするので確認いただくようお願い

します。

申請人 承知しました。会社に戻って確認でき次第、早急に回答します。

相京議長 他にないようなので、質疑を終了します。隣接農地所有者への説明内容については再度確認いただき、後日で結構なので事務局へ回答いただくようお願いいたします。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

相京議長 それでは、これから採決を行います。なお、隣接農地所有者への説明内容について保留の内容がありましたが、確実に直接コンタクトをとり同意いただいているとのことですので、後日事務局で説明の経緯に関する書類を受け取り問題ないことを確認することを条件に、許可相当とするか審議する形としたいと思います。第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相京議長 次に専決処理報告に移ります。始めに、農地法4条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第4条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。届出者は下岩橋在住者です。届出地は下岩橋の農地1筆で、登記地目は畑、面積は487㎡で、届出理由は、専用住宅建設です。備考ですが、令和6年4月1日付け、酒農委第4号の1で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、8ペ

ージの位置図と9ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくをお願いします。

相 京 議 長 続いて、農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。譲受人は佐倉市に住所を有する法人、譲渡人は東京都杉並区在住の共有者2名です。届出地は上岩橋の農地2筆で、登記地目は畑、面積は366㎡です。届出理由は、宅地造成です。備考ですが、令和6年4月10日付け、酒農委第5号の1で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、11ページの位置図と12ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくをお願いします。

相 京 議 長 次に、その他について事務局より何かありましたらお願いします。

(経済環境課から地域計画の策定について)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 5日の水曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、5日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、5日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで5月の総会を閉会いたします。